

令和 5 年 第 6 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 9 日

柳川市農業委員会

第 6 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 6 月 9 日 午後 2 時 00 分～午後 3 時 01 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 19名 欠席者 0名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第26号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第27号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第28号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第29号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第30号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第31号

1. 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表（案）について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

4. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員（19名）

1番 高田 一利
3番 山田 英行
5番 古賀 勝次
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

2番 亀崎 忠治
4番 吉丸 隆吉
6番 椛島 練二
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（0名）

推進委員

出席委員（18名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
椛島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
平川 貴大
浦 幸之助
原 壽利
吉開 健

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
高口 勇晴
松藤 稔
鶴田 信行
三浦 榮一
江口 克子

欠席委員（1名）

米田 秀俊

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第6回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願いします。

○議長（山田善治君）

皆様こんにちは。雨の切れ間に麦の収穫も無事済んだと思っています。雨ばかりで収穫できるだろうかと思っていましたが、ちょうど切れてよかったです。

本日の出席委員は19名、定足数であります。また、18名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和5年第6回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

総会の議案書を御覧ください。

令和5年

第6回柳川市農業委員会総会議案

議案第26号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第29号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第30号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第31号

1. 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表
(案)について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農業用施設への転用届出書について
4. 農地への現況地目変更届について

その他

令和5年6月9日提出

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第26号から議案第31号までの6件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、9番藤木邦彦委員、10番田中満義委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第26号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,177平米。小作。譲受人、〇〇。
譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積507平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積737平米、外1筆、合計760平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,158平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページに参ります。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積667平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積801平米、外1筆、合計1,213平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,657平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は10アールで〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は10アールで〇〇円。

申請番号5番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

申請番号7番は、親の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号1番から7番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可

をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第26号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成であります。よって、議案第26号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第27号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積423平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目、田。面積、182平米、外1筆、合計221平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田。面積66平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農業用資材置場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,537平米、外1筆、合計3,416.12平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、集合住宅。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が、自家用兼来客用駐車場を設置するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が、苗床、農機具置場を設置するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が、分譲マンション1棟59戸を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、最寄りの塩塚駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、用途地域内の第1種居住地域の農地のため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第27号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第27号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第28号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第28号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

こちらにつきましては、議案第23号5条申請の4番と同じ箇所になります。

(1) ○○。

①変更する土地、農地の所在、○○、地目・田、面積915平米、外4筆。転用許可日、令和2年2月25日。転用目的、店舗・倉庫。

②変更する理由、○○が別敷地に店舗・倉庫用地を取得したことで、その用地としての必要がなくなったため。

③当初事業計画と変更事業計画。当初計画、事業主、○○、着工、令和2年3月1日か

ら令和2年12月28日。建築物等、変更前、計画内容、店舗・倉庫。所要面積、地番〇〇、田、915平米、外5筆、合計3,375.87平米。変更計画、〇〇、着工、令和5年12月1日から令和7年6月30日。

変更後、計画内容、分譲マンション、1棟59戸、所要面積、地番〇〇、面積3,416.12平米。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第28号について御意見、御質問はありませんか。どうぞ。

○推進委員（亀崎壽満君）

関連で27号議案で承認されておりますので、あくまでもちょっと教えてくださいという意味で聞いていただきたいんですが、この案件は令和2年2月25日に農地転用が許可されているわけですね。そのときは4条ですか、5条ですか。

○事務局職員（田中道博君）

そのときは5条です。

はい。

○推進委員（亀崎壽満君）

答えられないなら、いいですが、そのときは幾らで売買されているんですか。

○事務局長（乗富和也君）

私のほうからちょっと先に御説明をさせていただきますと、ただいま亀崎委員が、もう1回5条のほうで転用の許可は取ってあるではないかというところで、確かにおっしゃってありますように、当初、〇〇さんが5筆の農地と一部宅地まで買い入れて、そこに造成して、店舗と倉庫を建てますということで転用の許可を取ってありました。既に現地はもう造成も終わっております。上物まだ全然建っていない状況です。

変更の理由のところにありますように、〇〇が当初は〇〇のところにそういう建物等を建てる計画でございましたけれども、その後に、実際言いますと、その〇〇、新たに家具のショールーム系の建物とか、そういったものを、恐らく社内での検討の結果だろうと思えますけど、そちらに実は建物等を建てられたこともありまして、当初予定していた〇〇が計画としてはもう必要なくなったというふうなことで、そこに新たにこのマンション建設

の計画が先ほどの5条申請でかけられたように、新たなマンション計画を進めるということでの申請です。

これは、1回5条で許可取ってあるからというところで思いがちなんですけれども、これは県のほうとも協議しまして、要するに今度、取得者がまた別の方に替わるということで、改めてその5条の許可も取って、さらに変更の申請の手続をしてくださいという、一応、転用の流れの決まりとしてうちも指導を受けてきておりまして、これに似たようなケースも過去にはございまして、同じように5条の転用と計画変更ということで、この2つを農業委員会の総会のほうに提案をさせてきていただいております。ちょっと答えになるかどうかあれですけれども。

○議長（山田善治君）

どうぞ。

○推進委員（亀崎壽満君）

じゃ、今のちょっとあれですけど、1回転用していても、そのとき5条での買い手の、買うほうの人が替わって転用目的が変わったなら、転用の承認が下りている農地でも、もう一回、転用をかけるという県の指導があったということによかですかね。

○事務局長（乗富和也君）

はい。

○推進委員（亀崎壽満君）

はい、了解しました。

○事務局長（乗富和也君）

プラスで申しますと、そこでさらに、今度また所有権も替わりますので、今、下りている許可は〇〇が所有するという許可が下りているのを、今度〇〇から別の〇〇にこの所有権も移っていきますので、再度、5条と計画変更をかける必要があるということでございます。

○2番（亀崎忠治君）

ありがとうございました。

○議長（山田善治君）

いいですか。

○2番（亀崎忠治君）

はい、了解です。分かりました。

○議長（山田善治君）

ほかに質問がある方はどうぞ。

○推進委員（藤吉利広君）

当初計画と変更計画の面積が違うのは何ですか。

○事務局長（乗富和也君）

ただいま御質問がありました内容ですけれども、計画変更の5ページを見ていただきたいと思います。

一番下段の③のところ、変更前が農地5筆と宅地838.87平米を合わせた3,375.87平米の面積で計画がされておりまして、この変更後では、これが全部合筆されて、今、地番が〇〇という地番に現在はなっております。今回の変更後は3,416.12平米になって面積が増えているのではないかというふうな御質問でございます。

これは実は、転用の予定地の箇所図を御覧いただきますと、南側に水路が入っております。そこを転用の許可に伴って一部水路をU字型とかの、要するに水路の機能は保つ状態で、今度コンクリートのU字溝のようなのを現場で埋設されてあって、そこで水路敷きであったところが一部宅地として今度、実際に最終的には面積が増えた形になっているんですよ。水路敷きを一部宅地扱いとして買い入れられておりまして、そこで面積が若干増えておりますので、現在の登記地目でいきますと3,416.12平米ということで面積が少し増えた数字になっております。

以上でございます。

○議長（山田善治君）

いいですか。

○推進委員（藤吉利広君）

はい。

○議長（山田善治君）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第28号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第29号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

議案第29号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,946平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,021平米、外4筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,743平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,479平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積893平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は柳川地区、2番と3番は昭代地区、4番は大和地区、5番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。議案第29号 申請番号第1番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、申請番号2番と3番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号4番は、推進委員の櫻木利和委員、米田秀俊委員、江口克子委員、申請番号5番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの10名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第29号については、先ほどの10名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第30号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第30号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、初めに、A 4 サイズ 1 枚ものの別紙、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業広告概要表。広告年月日、令和 5 年 6 月 12 日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積 2 万 6,074 平米、筆数 11 筆。売り手 2 名、買い手 6 名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積 2,290 平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和 5 年 6 月 26 日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、〇〇、外 5 件です。

続きまして、A 4 サイズ 1 枚、A 3 サイズ 1 枚の農用地利用集積事業公告概要表の 1、利用権設定関係、存続期間変更を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和 5 年 6 月 12 日。

1、利用権設定関係（存続期間変更）

こちらにつきましては、年数と筆数のみを読み上げてまいります。

変更後存続期間、年数 11 年。筆数 1 筆。

続きまして、変更後存続期間、年数 20 年、筆数、賃借権 7 筆、使用貸借権 1 筆、合計 8 筆。詳細は別紙 A 3 サイズのとおりです。

続きまして、A 4 サイズ 5 枚、A 3 サイズ 7 枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和 5 年 6 月 12 日。

1、利用権設定関係。こちらにつきましては、合計箇所のみを朗読いたしますので、No. 9 / 9 ページの合計欄を御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和 5 年 6 月 15 日。合計面積、177 万 3,313.25 平米、合計筆数 1,093 平米、合計貸し手 471 戸、合計借り手 316 戸。

詳細につきましては、別紙 A 3 サイズの各筆明細のほうを各自で後ほどお読み取りください。

以上をもちまして、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第30号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第30号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第31号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第31号

1. 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
-

○事務局長（乗富和也君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案書と一緒に、議案第31号別紙ということで左上につけております資料のほうの御用意

をお願いしたいと思います。

こちらが令和4年度の柳川市農業委員会としての活動の実績というふうに御理解をいただければ結構でございます。

まず、1ページ目からでございますけれども、こちらが一応、年度末の数値関係、あるいは、一部2020年に実施されました農林業センサスに基づいた数値を記載いたしておりますので、お読み取りをお願いしたいと思います。

2ページ目をお願いいたします。

最適化活動の実施状況ということで、まず、4年度の目標を立てた内容ですけれども、まず、農地が3,890平米に対して集積が3,112ヘクタールありました。既に80%が4年度当初は集積されておりますというふうな設定をいたしてきております。

それで、4年度については、さらにそこから8ヘクタールを増やして3,120ヘクタールに持っていきたいということでまず目標設定を行いまして、それでいくと集積率が平成4年度末では80.2%になる計画ですという内容でございます。

実際はどうだったかというところが③の実績になりますけれども、今年度末の集積面積が、目標より全体で25ヘクタール増えまして3,137ヘクタールという結果になっております。それで当初の3,890ヘクタールの農地に対して、集約率でいきますと80.6%に達しましたという実績になっております。当初は80.2%まで持っていく予定が、結果80.6%までになりましたので、最終の達成状況としては100.5%ということになりましたという数値になっております。

これに対する農業委員会の点検結果として、農地の集約については目標を上回る達成結果となったということで記載をしていきたいと思っております。

次に、2ページ下段の遊休農地でございます。

4年度当初においては2.2ヘクタールが遊休農地としてカウントをされておりました。そのうちの遊休農地の解消目標ということで、一番下の枠になりますけれども、0.44ヘクタールを解消したいというふうな目標設定になっておりました。

3ページをお願いします。

3ページの③実績という欄がございますけれども、実際、じゃ、0.44ヘクタールを解消する目標に対して解消した面積はどれだけだったかというところで、実質0.27ヘクタールが解消できました。目標に対して61.4%の達成率になりますというふうな内容になっておりま

す。

それから、④その他ということで、農地の利用状況調査をまとめております。これは毎年夏場に行っていただいております農地パトロールのことですね。そちらの内容でございますけれども、4年度末における遊休農地の面積が1.9ヘクタールになっております。そして、実施時期は8月から10月にかけて実際に農地パトロールをやっていただいて、意向調査なるものを所有者のほうに出したりして、12月にそれを実施して、取りまとめを年度末の令和5年3月に行ったという内容でございます。

農業委員会の点検結果というところでございますが、遊休農地の解消については一部地域で進んだところがあったが、全体的には目標達成に至らない結果となったということでまとめていきたいと考えております。

続いて、新規参入の促進ということで、一応各年度ごとに経営体の数と面積、令和元年度から2年度、3年度というところで、これは実績の状況を書いております。

目標について、御覧いただきますと、平成28年度が315ヘクタールというふうな数字がありますけれども、平成28年度、平成29年度、平成30年度、この315ヘクタール、293ヘクタール、286ヘクタールというのが、各年度において利用権の相対とかで結ばれた面積の合計をまず記載するようになっております。それで、その3年分の平均を出しますと298ヘクタールという数値になりますが、その10分の1を目標に設定しなさいということになっておりますので、数字上、この29.8ヘクタールが目標の数値ということで固定されるというか、そういうふうなことになっております。

実際は、4ページを御覧いただきたいと思いますが、上の表になりますが、実際の新規参入の状況でいきますと7経営体、面積にしますと1.5ヘクタールということになりまして、主に施設園芸が中心の新規参入の状況でございますので、ちなみに令和4年度の新規参入が、ナスが2件、イチゴが5件ということで、合計の7経営体。取りかかりの面積を合わせますと7件分で1.5ヘクタールというふうな数値になっております。

農業委員会の点検結果についてですが、新規参入については、施設園芸を中心に新規の営農があったが、面積については目標達成には至らない結果となったということでまとめていきたいと思っております。

次に、最適化活動の活動目標というところですが、この辺が令和4年度から取り組む内容が新たに加わってきまして、柳川市の農業委員会の場合、以前説明をさせていただき

ましたけれども、1人当たりの活動日数ということで、月に6日というのを設定いたしております。当然、農業委員さん、推進委員さんがいらっしゃるわけですが、柳川市農業委員会については、最適化推進委員さんのほうをこの最適化活動を行う目標として設定しております。要するに、推進委員さん19名の方が毎月何らかの最適化活動で6日活動していくというふうな目標設定になっております。

2番目が活動強化月間の設定回数ということで、これは実績と目標が一緒でございますので、一番下の実績の欄で御説明をしますが、委員会全体で、ある目的を持って取り組む内容を3つ設定しなくてはいけないようになっております。

6月と11月については同じ内容になっております。これはどういったことかということ、6月と11月が利用権相対等のちょうど切換え時期でもありますので、当然、委員の皆さんも議案書から状況なりを把握していただいていると思っておりますので、それを、全体としては取り組んでいるんですよということで実績にしていきたいと思っております。

それから、8月が遊休農地の解消、これも既に全体で農地パトロールを実施していただいておりますので、そういったことで実施をしましたという実績でまとめていきたいと思っております。

次に、5ページをお願いします。

5ページ、新規参入相談会への参加ということで、一応こちらも実績のところの説明をいたしますと、推進委員さんお一人でもいいから、市とかで行う新規農業者向けの説明会等に1名は出席をなささいというふうな目標設定がされておまして、実績として11月の相談会に1名参加しましたということでまとめております。

それらについての目標達成状況の標語ということで、これが、農業委員会全体の活動としてはどうだったかというのを当てはまる言葉をはめていくことになりますけれども、全体としては目標に対して期待どおりの成果が得られたということでまとめていきたいと思っております。

なお、5ページの一番下のところになりますけれども、推進委員等の点検・評価結果というのをまとめるようになっておまして、数字上は19名いらっしゃいます。「目標に対して期待どおりの結果が得られた」のところは6人、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が13人というふうに記載をいたしております。

そこで、あえて何で差がついたかというところが、遊休農地の解消のところですが、

今、柳川市が9班に分けてパトロールをしてもらっておりまして、各班で遊休農地の面積がそれぞれ違います。あるところの班は、たまたまという申し訳ありませんけれども、近くが住宅地造成の転用があつて、実はそこも含めて近辺も遊休農地だったところが、宅地分譲造成に伴つて、遊休農地であつたところの草とかも全部きれいに取り払われた状況が4年度においてはありましたので、そういった内容のところを点数化をしていくようになっておりますので、活動日数は皆さんクリアしていますよと。遊休農地の解消が、班によっては目標より高く達成できましたというふうなところで若干点数の差が出てくるものですから、先ほどの6人、13人というふうな区分に当てはまるというところを御説明させていただきます。

ちなみに、6人と13人のところ、あえて点数でいきますと、13人のところが14点という評価になりまして、6人いらっしゃるところが、班によっては17点、もしくは18点というふうなところで、どうしても点数を当てはめることとなりますので、そういったところでちょっと差がついたということで、数字上はこのような人数区分になるということでございます。

最後に、6ページをお願いいたします。

最後は、事務の実施状況ということで、総会、部会の開催実績ということで、4年度においては総会を12回、毎月1回の総会ということで開催をしてきております。

それから、農地法第3条に基づく許可事務が、令和4年度が65件あつたということでございます。続いて、農地転用に関係する分が78件、最後に、違反転用の対応というところですが、令和4年度の当初と令和4年度の末、同じく3.2ヘクタールで変動はありませんでしたので、違反転用の解消面積の実績としてはゼロというふうなところでまとめて報告をしていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第31号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成全員であります。よって、議案第30号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年5月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,663平米。賃貸人、福岡市中央区天神、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知、備考、離作料なし、利用権設定、外35件です。

続きまして、議案書の14ページを御覧ください。下段のほうになります。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地法第18条第6項の規定による通知書）。

受理番号1番、受理月日、令和5年5月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,142平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知、備考、離作料なし、利用権設定、外16件となっております。

続きまして、15ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年5月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,432平米、外3筆、合計7,799平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約、備考、解約日、令和5年6月14日、外22件です。

続きまして、議案書の19ページを御覧ください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地の使用貸借合意解約届出書）。

受理番号1番、受理月日、令和5年5月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積719平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、利用権使用貸借に伴う使用貸借権設定解約、備考、解約日、令和5年6月9日。合計1件。

続きまして、20ページを御覧ください。

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年5月18日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積146平米。届出者、〇〇。耕作面積、520平米。備考、農業用倉庫。

続きまして、

報 告

4. 農業への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和5年5月18日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積423平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、現在は農地（畑）として利用していますので届出ます。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告が全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項でございます。

まず1点目は、先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんのほうには後ほど資料をお渡ししますので、よろしく願いいたします。

それから、次回7月の総会でございます。

7月の総会を7月10日月曜日になります。時間は同じく午後2時からこちらで開催しますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これをもちまして、令和5年第6回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時1分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月9日

柳川市農業委員会会長 山田善治

会議録署名委員 藤木邦彦

〃 田中満義